鹿児島県公報

令和5年8月18日(金)第440号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(高齢者生き生き推進課取扱い)2

○土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3

○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4

○公共測量の実施(2件) (監理課取扱い) 4

○道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 4

○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6

> 公 告

○指定管理者の公募公告

(スポーツ振興課取扱い) 6 ○令和5年度採石業務管理者試験公告 (商工政策課取扱い) 8

○一般競争入札公告 (県立中種子特別支援学校取扱い) 9

教育委員会公

○指定管理者の公募公告

(保健体育課取扱い) 11

監 委 査 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 12

> 告 示

鹿児島県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

薬	局	辞退年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類
霧島マリンバ薬局	霧島市国分野口東9番37号	令和5年	育成医療・更
		7月1日	生医療

鹿児島県告示第643号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により,指定居宅サービス事業者から次 のとおり廃止の届出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事業	業 所	指定	居宅サービス事業者	Î	成山左口	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月 日	の種類
名瀬徳洲会介護	奄美市名瀬朝日	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田	東上 震一	令和5年	訪問介護
センター	町14番10		一丁目3番1-		6月30日	
			1200号			
木の花ケアセン	霧島市隼人町松	医療法人浩和会	霧島市隼人町松	上土橋 浩	令和5年	訪問介護
ター	永一丁目39番地		永一丁目36番地		6月30日	
	1					
ケアサポート天	大島郡天城町松	社会福祉法人普	大島郡天城町松	富林てい子	令和5年	訪問介護
寿園訪問介護事	原784番地4	門会	原784番地4		6月30日	
業所						
介護付有料老人	霧島市霧島田口	介護の森株式会	鹿児島市金生町	日髙憲太郎	令和5年	特定施設
ホームオアシス	2280番94	社	7番10号		6月30日	入居者生
ケアヴィラ霧島						活介護

鹿児島県告示第644号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事業	業 所		申 請 者		指定年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	11 化平月	の種類
ヘルパーステー	姶良市平松4887	合同会社サント	姶良市平松1251	吉武 茉奈	令和5年	訪問介護
ションマハロ	- 3	ı	番地		6月12日	
名瀬徳洲会訪問	奄美市名瀬朝日	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田	東上 震一	令和5年	訪問介護
介護	町28番地1		一丁目3番1-		7月1日	
			1200号			
訪問看護ステー	大島郡徳之島町	公益財団法人慈	鹿児島市泉町1	今村 英仁	令和5年	訪問看護
ションわたりど	亀津5190番地	愛会	番15号		7月1日	
ŋ						
訪問看護ステー	霧島市隼人町神	合同会社紡ぐ	霧島市国分敷根	岩戸 智美	令和5年	訪問看護
ション心つむぐ	宮一丁目8-23		1257番地 3		7月1日	

鹿児島県告示第645号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事	業所	指定介	護予防サービス事業	全者	虚 4 年 1	11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
介護付有料老人	霧島市霧島田口	介護の森株式会	鹿児島市金生町	日髙憲太郎	令和5年	介護予防
ホームオアシス	2280番94	社	7番10号		6月30日	特定施設
ケアヴィラ霧島						入居者生
						活介護

鹿児島県告示第646号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

Ę	F j	業 所				** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	11. 18 =	
名 称		所 在 地	名 称		主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
訪問看護スラ	<u>-</u>	霧島市隼人町神	合同会社紡く	, ;	霧島市国分敷根	岩戸 智美	令和5年	介護予防
ション心つむ	e <"	宮一丁目8-23			1257番地3		7月1日	訪問看護

鹿児島県告示第647号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川700番地

理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地4

理事 宿利原勝吉 肝属郡錦江町神川7508番地2

理事 中松 一夫 肝属郡錦江町馬場5136番地1

理事 厚ヶ瀬博文 肝属郡錦江町神川8006番地

理事 鍋 康博 肝属郡錦江町田代麓3608番地

理事 折小野道男 肝属郡錦江町田代麓1644番地

理事 白坂 宝作 肝属郡南大隅町根占川北5699番地

理事 半田 太志 肝属郡南大隅町根占横別府4027番地5

理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本4525番地

理事 溝端 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠1818番地1

理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠3699番地3

理事 新田 敏郎 肝属郡錦江町馬場1565番地

理事 石畑 博 肝属郡南大隅町根占山本5638番地

監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川7836番地6

監事 田淵 哲朗 肝属郡南大隅町根占横別府995番地1

監事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地

(任期 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川700番地

理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川826番地4

理事 宿利原勝吉 肝属郡錦江町神川7508番地2

理事 青木 稔 肝属郡錦江町馬場4736番地

理事 厚ヶ瀬博文 肝属郡錦江町神川8006番地

理事 鍋 康博 肝属郡錦江町田代麓3608番地

理事 折小野道男 肝属郡錦江町田代麓1644番地

理事 樋之口誠孝 肝属郡南大隅町根占川北5378番地

理事 田渕 悦二 肝属郡南大隅町根占横別府871番地1

理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本4525番地

理事 溝端 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠1818番地1

理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠3699番地3

理事 新田 敏郎 肝属郡錦江町馬場1565番地

理事 石畑 博 肝属郡南大隅町根占山本5638番地

理事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地

監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川7836番地6

監事 田淵 哲朗 肝属郡南大隅町根占横別府995番地1

鹿児島県告示第648号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により,土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯総合整備担い手支援対策)(旧:県営農地整備(畑地帯担い手支援型))(農業用用排水施設整備)木之香阿権地区の計画を変更したので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年8月21日から同年9月15日まで

3 縦覧場所

伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第649号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 姶良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量(確定測量)
- 2 作業の期間 令和5年7月21日から令和6年3月15日まで
- 3 作業の地域 霧島市霧島大窪地内,牧園町三体堂地内及び横川町中ノ地内

鹿児島県告示第650号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 令和5年8月1日から令和6年2月28日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市樋脇町倉野

鹿児島県告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

	5 ID / —	16 - 4
脚児月	島県知事	塩田康一

道路	пb	√ 145	H		=	6	.	нн	変更	敷地の幅員	敷地の延長
0	路	線	名	変	更	0)	区	間	前後	(メートル)	(メートル)
種類									の別	() (),	() (),
県道	垂水	南之	郷線	曽於市	大隅	町岩	川字	茶園迫	前	9.5~18.2	180.0
				7980番	9 地	先か	ら79	92番 3	後	8.9~29.1	180.0
				地先ま	で						

III # III I I I

鹿児皀밀知事

恒田康一

鹿児島県告示第652号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

				毘児島県知事	塩田康一
道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原岩川停	曾於市大隅町岩川字大内添	前	6.0~21.6	1, 427. 7
	車場線	449番1地先から同市大隅	後	$6.6 \sim 85.7$	1, 339. 6
		町岩川字高野8063番4地先			
		まで			

鹿児島県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,令和5年8月18日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

										此几一一年	
道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	神之川内之浦 肝属郡錦江町神川字平山					前	7. 1~32. 8	541.6			
	線 6976番1地先から6957番9				後	10.8~72.6	517. 2				
				地先ま	で						

鹿児島県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

14 111	0 0 / 10 / 10 / 1			鹿児島県知事	塩田康一
道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	辺塚根占線	肝属郡南大隅町根占横別府	前	5.8~40.5	270. 2
		字江良帽子3090番地先から	後	11.8~46.5	267. 4
		同町根占横別府字東瀧之上			
		3087番4地先まで			
		肝属郡南大隅町根占横別府	前	7.0~23.5	390.8
		字東瀧之上3087番4地先か	後	6.3~22.1	390.8
		ら同町根占横別府字村之下	後	8.7~46.8	240.0
		3064番地先まで			
		肝属郡南大隅町根占横別府	前	8.1~18.2	540. 5
		字村之下3064番地先から同	後	10.8~30.6	540.0
		町根占横別府字中道2889番			

2地先まで

鹿児島県告示第655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

										鹿児島県知事	塩田康一
道路 の 種類	路	線	名	変	更	D	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号 日置市日吉町吉利字上ノ濱						前	10.5~13.8	308. 5		
				541番 1	541番1地先から同市日吉					12.9~16.4	308. 5
				町吉利字石神塩入43番3地							
				先まで							

鹿児島県告示第656号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

鹿	凡鳥.	県知事	塩田康一

道路の	路線	名	供用開始の区間	供用開始
種類				の期日
国道	270号		日置市日吉町吉利字上ノ濱541番1地先から同市日	令和5年
			吉町吉利字石神塩入43番3地先まで	8月18日

公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅(以下「トレーニングセンター」という。)
- 2 公の施設の所在地

曽於郡大崎町

- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) トレーニングセンターの施設 (これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
 - (2) トレーニングセンターの施設を利用した合宿の誘致及びその受入れ並びにスポーツ事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) トレーニングセンターの施設の利用の許可に関する業務
 - (4) トレーニングセンターの施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理に関して知事が必要と 認める業務

- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請(以下「申請」という。)に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税, 法人事業税, 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等が、暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第 2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又 は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ れらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請

トレーニングセンターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、 複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5の(1)に掲げる要件は、 当該複数の団体等のうち代表となる団体等が該当すればよいものとする。

- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)
 - ウ 管理の業務に関する収支予算書
 - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款)
 - オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
 - カ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツツーリズム係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

8 申請を受け付ける期間

令和5年8月18日(金)から同年9月19日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和5年9月19日午後5時15分までに必着のこと。

- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
 - (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
 - (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
 - (2) 募集要綱は、鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツツーリズム係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)において、令和5年8月18日(金)から同年9月19日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

令和5年度採石業務管理者試験公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、令和5年度採石業務管理 者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日

令和5年10月13日(金)午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町1番7号)

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- (2) 岩石の採掘,発破,破砕選別,汚濁水の処理,脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理,廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

8,100円

- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等

ア 受験願書

- イ 写真(出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので,その裏面に,撮影年月日,氏名及び年齢を記載したもの)
- ウ 試験手数料 (8,100円分の鹿児島県収入証紙を,受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお,提出書類等を受理した後は,試験手数料は返還しない。)
- (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し、書 留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

令和5年8月22日(火)から同年9月22日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年9月22日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部 総務企画課(奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501)において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を 貼った返信用封筒を同封すること。 9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課(電話099-286-2111 内線 2933) 又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課(電話0997-57-7215) に対して行うこ と。

一般競争入机公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和5年8月18日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量

ア グランドピアノ 一式

イ グランドピアノ運搬車 一台

- (2) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号)第3 条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書 の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項 各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年8月29日午前11時

イ 場所 鹿児島県立中種子特別支援学校会議室

熊毛郡中種子町野間6584番地4 郵便番号 891-3604

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書 による。

- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (7) 交付場所 鹿児島県立中種子特別支援学校事務室 熊毛郡中種子町野間6584番地4 郵便番号 891-3604
 - (イ) 交付期限 令和5年8月28日午後2時
- 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方 公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約 を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を 提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれが ないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が,契約保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し,当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上に わたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付,電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 8 最低制限価格 設定しない。
- 9 契約書案の提出

落札者は,落札決定通知を受けた日から5日以内に,記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立中種子特別支援学校事務室

熊毛郡中種子町野間6584番地4 郵便番号 891-3604

電話番号 0997-27-2818

ファックス番号 0997-27-0167

教育委員会公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和5年8月18日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称 鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 公の施設の所在地 鹿児島市中山町433番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公の施設の施設並びに附属設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
 - (2) 施設等の利用の許可に関する業務
 - (3) 施設等の利用料に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか,施設等の管理に関して鹿児島県教育委員会(以下 「教育委員会」という。)が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請(以下「申請」という。)に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等が、暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第 2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又 は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

 - れらを利用している団体等 ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請

公の施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は,複数の団体等 が共同して申請することができる。

- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款)
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他教育委員会が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先

鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

8 申請を受け付ける期間

令和5年8月18日(金)から同年9月19日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和5年9月19日午後5時15分までに必着のこと。

- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
 - (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
 - (4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
 - (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
 - (2) 募集要綱は、鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係 (鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577) において、令和5年8月18日(金)から同年9月19日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。
 - (3) 申請をしようとする団体等は、令和5年8月30日(水)に開催する現地説明会に参加すること。

監 査 委 員 公 表

監查委員公表第10号

令和5年3月17日付け監査第1116号の監査結果に基づき、令和5年7月6日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年8月18日

鹿児島県監査委員松薗英昭同大薗 豊同西髙 悟同前野義春

文書注意事項

機関名	事項の内容	講じた措置の内容
免許管理課	交通事故があり,	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	公用車等に損害が発	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	生している。(1件	付けをした。
	県負担額159,841	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	円)	した訓練要領に基づく,運転訓練を実施した。
鹿児島中央警察	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
署	り,公用車等に損害	ることで、職員に対する交通事故防止の意識

	が発生している。	付けをした。
	(4件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	357, 401円)	した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
鹿児島西警察署	令和3年度と同様,	「パソコンの近くに飲み物を置かない、パソ
	パソコンの物品事故	コン・キーボードの上に物を置かない」の文言
	があり、損害が発生	を液晶画面の右下に貼付し、注意喚起をした。
	している。(1件	を採曲画画の石」に知りし、在忠英地をした。
	県負担額36,191円)	
		1 六语東地陸山に関ナス地道、数美な字拡大
	公用車の物品事故	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、際長に対する充済事故ないの意識
	が複数あり、損害が	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	発生している。(4	付けをした。
	件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	122,962円)	した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車等に損害	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	が発生している。	付けをした。
	(3件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	147,500円)	した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
鹿児島南警察署	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車等に損害	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	が発生している。	付けをした。
	(11件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	1,490,750円)	した訓練要領に基づく,運転訓練を実施した。
指宿警察署	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車等に損害	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	が発生している。	付けをした。
	(3件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	217,987円)	した訓練要領に基づく,運転訓練を実施した。
		3 全公用車に「強風時,ドア開閉注意」と記
		載したシールを貼付し、注意喚起をした。
南九州警察署	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車に損害が	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	発生している。(6	付けをした。
	件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	105,501円)	した訓練要領に基づく,運転訓練を実施した。
		3 車高を記載したシールを運転席の目につく
		ところに貼付し、運転手に車高を意識付けさ
		せた。
	証拠品(パソコン)	証拠品の管理について,複数人による確認,
	を損傷する事故が発	搬送を行い、保管時には、専用コンテナと緩衝
	生している。(1件	材を使用することとした。
	県負担額52,470円)	
日置警察署	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車に損害が	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	発生している。(2)	付けをした。
	件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	106, 167円)	した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
		3 警察署内の公用車専用の駐車枠に、後退時
		における庁舎外壁との接触事故防止のため、
		車止めを設置した。
	l	十 <u></u> 上りで队臣した₀

		4 公用車の助手席に呼称運転,降車誘導等を
		促す紙を貼付し、注意喚起をした。
薩摩川内警察署	令和3年度と同様,	1 物品事故の防止に関する教養資料を発出し,
	パソコンの物品事故	職員に対し注意喚起をした。
	があり、損害が発生	2 各課執務室のキャビネット等に注意喚起の
	している。(1件	張り紙を貼付した。
	県負担額36,521円)	3 パソコンの落下防止策として,各課に搬送
		用トレーを整備した。
	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車等に損害	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	が発生している。	付けをした。
	(4件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	362, 373円)	した訓練要領に基づく,運転訓練を実施した。
	, ,	3 運転技能自動評価システムを使用して職員
		に運転習慣等を見つめ直させ、今後の運転行
		動の意識改革を図った。
出水警察署	交通事故があり,	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	建物に損害が発生し	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	ている。(1件 県	付けをした。
	負担額275,000円)	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	A 12 182 10, 000 1 17	した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
		3 車高を記載したシールを運転席の目につく
		ところに貼付し、運転手に車高を意識付けさ
		ところに知りし、 建松子に単同を怠戦的の としせた。
霧島警察署	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
7,7,7,0	り、公用車等に損害	ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	が発生している。	付けをした。
	(5件 県負担額	2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	170,621円)	した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
	就砲所持許可申請 ・	1 複数人による申請書類のチェックを行うこ
	の受理にあたり、手	ととした。
	数料として収入証紙	2 収入証紙,収入印紙の違いを比較できる資
	により徴収すべきと	料を作成し、来客対応用の卓上に掲示した。
	ころ、申請書に貼付	3 申請者に説明を行う際に収入証紙の見本を
	された収入印紙を収	配布し、申請者と担当職員相互において確認
	入証紙と誤認して消	できるようにした。
	印を押下したことに	(2 2 2) (C C / C)
	より、申請者に損害	
	を与えている。(1	
	件 県負担額17,200 円)	
	交通事故が複数あ	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施す
	り、公用車等に損害	1 文通事成別並に関する指导・教養を天施す ることで、職員に対する交通事故防止の意識
	が発生している。	ることで、職員に対する交通事成例正の意識 付けをした。
	が発生している。 (4件 県負担額	170 をした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定
	351,248円)	した訓練要領に基づく,運転訓練を実施した。